

# 大韓民国の在外選挙は 次のように実施します。



韓国・中央選挙管理委員会

提供日時 2010.2.17

WWW.nec.go.kr

☎82-2-503-0648  
FAX82-2-504-5350

## すべての在外公館に在外選挙管理委員会設置・運営

- ◎在外選挙が実施される時ごとに在外選挙の公正な管理のために、すべての在外公館に在外選挙管理委員会を設置・運営します。

「公職選挙法」第 218 条により中央選挙管理委員会は大統領選挙と任期満了に伴う国会議員選挙を実施する時ごとに選挙日前 180 日から、選挙日後 30 日まですべての在外公館(分館または出張所含む)に在外選挙管理委員会を設置・運営します。

- ◎在外選挙管理委員会委員は大韓民国国会議員の選挙権があり、政党の党員であってはなりません。

在外選挙管理委員会委員定数は奇数で構成し、中央選挙管理委員会が指名する 2 人以内の委員と国会に交渉団体を構成した政党が推薦する各 1 人、公館の場合または公館の長が公館職員の中で推薦する 1 人を中央選挙管理委員会が委員で委嘱して、構成します。

在外選挙管理委員会委員は大韓民国国会議員の選挙権がある者で 19 才以上の大韓民国国民でなければならず、政党加入や政治活動をすることはできず、身分を法律で保障して職務に中立性と公正性を最大限確保しています。

- ◎在外選挙に関する事務を処理するために公館ごとに常時的に在外投票管理官を置き、該当公館の長が当然職として在外投票管理官になります。

### 在外選挙管理委員会の設置期間

- ▶ 第 19 代国会議員選挙 : 2011.10.14. ~ 2012.5.11.
- ▶ 第 18 代大統領選挙 : 2012.6.22. ~ 2013.1.18.

※大統領の欠位による選挙または再選挙 : 実施理由が確定した日から 10 日以内に設置

**選挙管理委員会は政治的中立と  
公正な選挙管理を最優先しています**